

東海市社会福祉協議会福祉車両・軽トラック利用申請書 (第5条関係)

令和 年 月 日

(あて先) 東海市社会福祉協議会長

下記のとおり相違ありませんので、福祉車両・軽トラックの利用を申請します。

記

申請者 ※窓口来所者	氏名	連絡先 - -			
	住所				
利用日	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分				
申請理由					
行先 (経由地を含む)					

福祉車両	申請回数	初回 ・ 2回目以降			
利用者氏名					
利用者住所					
運転手氏名					
車いすの借用	あり ・ なし	貸し出し車両			

軽トラック	団体名				
代表者氏名	連絡先 - -				
運転者氏名					

※申請者 (身分証明書) 運転者 (運転免許証) の提示をお願いします。

事務局処理欄

課長	統括主幹	統括主任	統括主任	担当	受付

返却確認欄

確認者	日時

(伺) 本書のとおり利用申請を決定・却下してよろしいか

東海市社会福祉協議会福祉車両・軽トラック利用許可証 (第6条関係)

令和 年 月 日

様

東海市社会福祉協議会長

下記のとおり、福祉車両・軽トラックの利用を許可します。

記

申請者 ※窓口来所者	氏名	連絡先	-	-
	住所			
利用日	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分			
申請理由				
行先 (経由地を含む)				

福祉車両	申請回数	初回 ・ 2回目以降		
利用者氏名				
利用者住所				
運転手氏名				
車いすの借用	あり ・ なし	貸し出し車両		

軽トラック	団体名			
代表者氏名	連絡先	-	-	
運転者氏名				

- ※ 利用責任者は、福祉車両を善良な管理者として注意義務を果すこと。
- ※ 規定の乗車人数を超えないこと。
- ※ 運転者は、貸出しを受けている時間中に事故を生じた場合は、その大小を問わず最寄りの警察に届け出るとともに速やかに事務局へ報告し、指示に従うこと。
連絡先 052-689-1605
- ※ 利用中、生じた損害賠償等一切の責任は利用者で負うこと。
- ※ 利用にかかる一切の経費は利用者負担とする。
- ※ 運転については、申請した運転者が必ず行うこと。
- ※ 使用した燃料については、満杯にして返却すること。